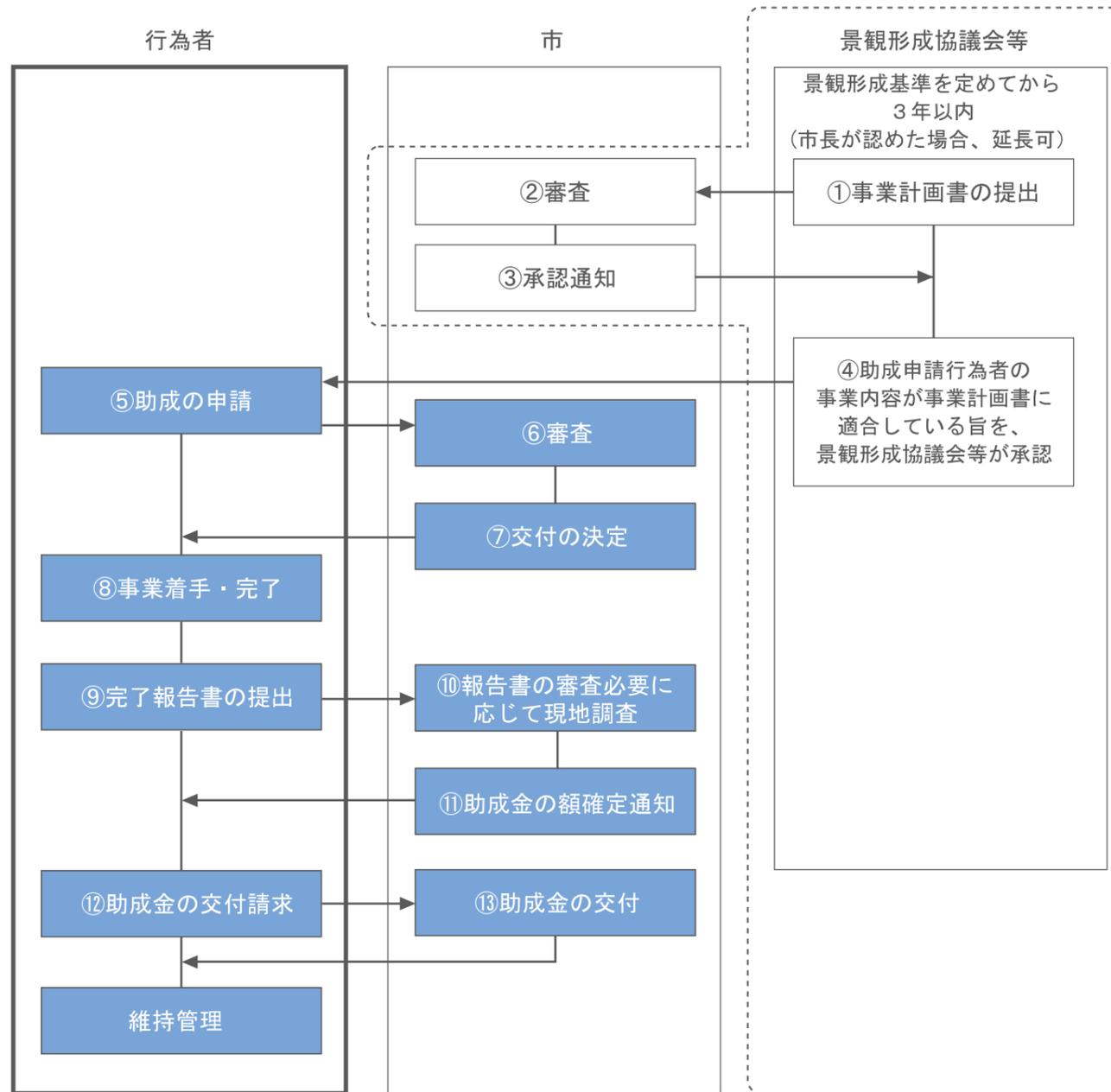


川崎市都市景観形成地区等 街なみ誘導助成制度

「川崎市都市景観形成地区等街なみ誘導助成制度」は、地域文化を活かした快適で潤いのある都市景観の形成を推進するため、都市景観形成地区又は景観計画特定地区(以下「都市景観形成地区等」という。)において、川崎市都市景観条例第28条第1項の規定により、都市景観の形成に寄与する行為のうち特に市長が必要と認めるものについて、費用の一部の助成を行う制度です。



注意事項

- 助成額については、要綱等に規定する上限以下、かつ、市の予算の範囲内において交付します。
- 事業により完成した建築物、工作物、広告物等については、事業完了の翌年度より10年間、撤去、改変等をしないものとします。ただし、テナントの入れ替えに伴う看板の付け替え等、やむを得ない場合を除きます。
- 市の予算の都合により、⑦の交付決定が概ね12月までとなるよう、⑤の申請は余裕をもって提出してください。
- ⑫の助成金の交付請求は年度内となるよう、工事の計画をしてください。

お問い合わせ先

川崎市 まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課
電話 044-200-2707 FAX 044-200-0984

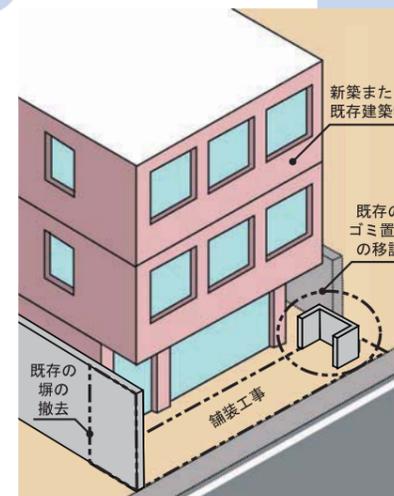
<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-3-1-8-0-0-0-0-0-0.html>

助成の種類

1
公開空地整備助成

都市景観形成地区等において、外壁の後退についての景観形成基準を定め、後退部分を公開空地として景観に配慮した整備を行った場合の工事費用に対し、助成を行います。

公開空地整備事業イメージ



対象事業

公開空地舗装整備事業

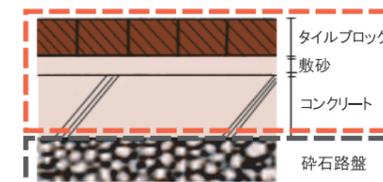
外壁後退部分を景観に配慮した舗装※とする費用に対し、助成を行います。(助成率1/2以下)

助成対象：景観形成基準に定められた後退範囲における舗装工事費

※自然石、タイル、インターロッキングブロック等の景観に配慮した材料で、かつ、地域の景観づくりの考え方に合致しているもの

(例) 大山街道の場合、石畳風の白い御影石を想起させる色合いのものなど

公開空地整備助成における
舗装工事の助成対象範囲



●助成対象
景観に配慮した仕上げ部分が対象となります。

●助成対象外
路盤部分は助成の対象となりません。

公開空地既存構造物整備事業

既存構造物の撤去又は移設に伴う工事費に対し助成を行います。

(助成率9/10以下)
※建築物の建替えに伴うものは除きます

助成の種類

2

モデル改修助成

モデル改修事業地区(都市景観形成地区等において、景観形成基準に適合しない既存の建築物、工作物又は広告物の設置、改修、撤去等を先導的に行う地区)において、景観形成基準を定めてから3年以内に、あらかじめ景観形成協議会等から市長あてに事業計画書を提出し、事業期間中(事業計画書提出日の翌年度から単年度)に下記の対象事業を行った場合に要する費用(事業計画書作成費用を含む。)に対し、助成を行います。

対象事業

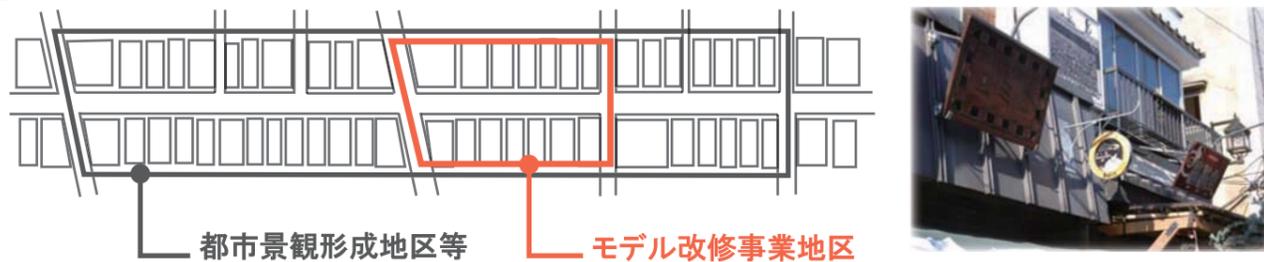
広告物等改修事業

広告物についての景観形成基準が定められたモデル改修事業地区内において、景観形成基準に適合しない既存の広告物の過半の撤去、改修又は改築を行う費用に対し、助成を行います。(助成率1/2以下)

壁面等改修事業

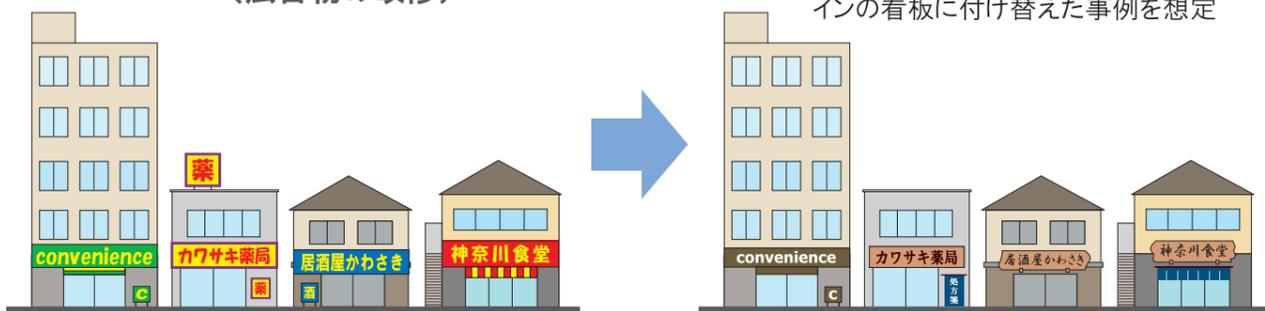
外壁の色彩又は緑化についての景観形成基準が定められたモデル改修事業地区内において、景観形成基準に適合しない既存の建築物若しくは工作物の壁面(建築物:2階以下の部分、工作物:8m以下の部分)の過半の色彩の変更、又は壁面緑化が可能な外壁の仕様への変更を行う費用に対し、助成を行います。(助成率1/2以下)

モデル改修事業地区イメージ



モデル改修事業イメージ (広告物の改修)

※旧街道沿いの都市景観形成地区において、旧街道の歴史的な雰囲気に調和するデザインの看板に付け替えた事例を想定



3

歴史的景観保全誘導助成

旧街道等の歴史性を有する都市景観形成地区等において、その景観を保全し、又は新たに修景を施すために行う場合の事業費用に対し助成を行います。



対象事業

街なみ重要建造物保存事業

旧街道等の歴史的に重要な都市景観形成地区等において、歴史的及び景観的に重要な建造物を保存するために行う補修に要する費用に対し、助成を行います。(助成率1/2以下)

歴史的意匠誘導事業

旧街道等の歴史的に重要な都市景観形成地区等において、建築物の2階以下の部分等に、次に掲げる歴史的な景観の形成に資する意匠を施すのに要する費用に対し、助成を行います。(助成率1/2以下)

- 助成対象: ①和風の庇の設置、②シャッターの和風修景、③和風格子の設置、④和風の手摺の設置、⑤土壁・木調その他の外壁の和風塗替え、⑥和風看板の設置
※④、⑤は、建築物の新築に伴って行われる塗替え又は設置、⑥は、建築物の新築に伴って行われる設置又は貸店等における借主の変更等に伴って設置されるものは、助成の対象外となります。

歴史的景観保全事業イメージ



和風庇・窓格子の設置



シャッターの和風修景



土壁、木調等外壁の和風塗替え



和風の手摺の設置



和風の手摺の設置



和風看板の設置



和風看板の設置